

27環活第234-15号

平成28年3月2日

経済産業大臣 殿

愛知県知事

武豊火力発電所リプレース計画に係る環境影響評価方法書に対する
知事意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市町長（武豊町長、碧南市長、半田市長、美浜町長）の意見は、別添2のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電話 052-954-6211(ダイヤルイン)

武豊火力発電所リプレース計画に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

武豊火力発電所リプレース計画（以下「本計画」という。）は、中部電力株式会社（以下「事業者」という。）が、長期的な電力の安定供給等のために、同社の武豊火力発電所において、合計出力 112.5 万 kW の老朽化した石油火力発電設備を出力 107 万 kW の石炭火力発電設備に更新するものである。本計画は、2030 年度における国の温室効果ガスの削減目標と整合が図られたものとする必要がある。

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、地球温暖化防止及び温排水対策等の観点から、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。特に、できる限り高効率の発電設備の導入や発電所内の省エネルギー化に努めること。
- (2) 石炭に含まれる水銀等の微量物質の排出抑制に向け、最善の対策技術の導入等を検討するとともに、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 次期石炭灰処分場の環境影響を含めて予測及び評価を行うこととしていることから、当該処分場の規模及び建設機械の稼働量等の工事内容を明らかにし、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 浚渫土砂仮置場の規模、工事内容及び土砂の性状等を明らかにした上で、必要に応じて環境影響評価の項目を追加選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 調査地点及び予測地点については、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (6) 武豊火力発電所の近傍において、ごみ焼却施設の整備事業が同時期に計画されていることから、予測の実施に当たっては、当該事業に係る環境影響についても可能な範囲で考慮すること。
- (7) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質

- (1) 本計画において船舶を利用するとしていることから、船舶からのばい煙の排出量を明らかにし、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 微小粒子状物質について、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

3 底質、土壌、地下水質

- (1) 底質の調査について、スミス・マッキンタイヤ型採泥器により行うとしているが、今後検討する浚渫工事の内容等を踏まえ、必要に応じてコアサンプラーによる方法を検討すること。
- (2) 武豊火力発電所敷地内において、ほう素及びその化合物による土壌及び地下水汚染が確認されていることから、土壌及び地下水質を項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

4 動物、植物、生態系

- (1) 浚渫工事及び土地造成に伴う地形改変による海生生物への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
また、スナメリの調査に当たっては、専門家に意見を聴取した上で、適切な手法を検討すること。
- (2) 現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

5 景観

衣浦湾を挟んだ碧南市側からの景観についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

6 廃棄物等

発電設備の稼働に伴い石炭灰が大量に発生すると考えられることから、継続的な有効利用先の確保について、具体的な検討を進めること。

7 温室効果ガス等

- (1) 本計画が、国の二酸化炭素削減の目標と整合するものとなるよう、実効性ある取組を引き続き検討し、その検討結果について丁寧に説明すること。
- (2) 二酸化炭素の回収・貯留（CCS）について、国の検討状況や技術開発状況等を踏まえ、将来の導入の可能性を引き続き検討すること。また、バイオマス燃料の混焼についても引き続き検討すること。

8 その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

また、インターネットを含む準備書の公表に当たっては、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。